

あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の改定について(案)

1. 改定率 0.32%

平成30年度におけるあん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の改定率については、診療報酬のうち医科の改定率等を踏まえ、政府において決定したもの

(参考) 今回の診療報酬改定における医科の改定率 0.63%

2. 基本的な考え方

施術料よりも往療料が多くなっているという現状を見直す改定を行う。まずは平成30年度において、距離加算を引き下げ、施術料や往療料に振り替えていくこととし、段階的に改定を行う。また、地域において医師とあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が連携を図っていくことが重要であることから、施術報告書の交付料を新設する。

3. 改定の内容

○ 技術料の引き上げ

【改定案（あん摩マッサージ指圧）】

	現行	引上額	改定後
マッサージ	285 円	55 円	340 円
変形徒手矯正術	575 円	205 円	780 円

【改定案（はり・きゅう）】

	現行	引上額	改定後
施術料（1術）	1,300 円	240 円	1,540 円
施術料（2術）	1,520 円	60 円	1,580 円

○ 距離加算を往療料に振り替えて包括化

【現行】 往療料（基本額）1,800 円、往療距離加算 2 km毎に 770 円
※2 km超 770 円、4 km超 1,540 円、6 km超 2,310 円

【改定案】 往療料 2,300 円、4 km超 2,700 円

○ 施術報告書交付料の新設

【改定案】 施術報告書交付料 300 円

4. 施行期日

平成30年6月1日

(施術報告書交付料は、平成30年10月1日)